

令和2年第6回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月30日(木) 午後3時00分～午後3時42分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 503会議室
- 3 出席委員等
教育長 玉川 良雄
委員 江口 雄二
委員 今井 かおり
委員 篠原 照男
委員 白木 正博
- 4 会議に出席した事務局職員
教育部長 小田 修
教育次長 河村 貴子
学校教育課長 世木 尚
学校給食課長 池田 千帆
生涯学習振興課長 片山 康秀
図書館長 長弘 純子
- 5 会議の書記 教育総務課長補佐 引頭 康行
- 6 会議録の署名委員 江口 雄二 篠原 照男
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
(1) 議案第19号 下松市スクールバス運行要綱の一部を改正する要綱
(2) 報告第17号 専決処分について
(3) 報告第18号 令和4年度以降の下松市成人式について

9 会議の付議の顛末

○**教育長** ただいまより令和2年第6回下松市教育委員会会議定例会を開催いたします。
本日の日程は、議案が1件、報告が2件となっております。議事の進行にご協力をお願いいたします。

(1) 議案第19号 下松市スクールバス運行要綱の一部を改正する要綱

○**教育長** それでは、まず報告第19号、下松市スクールバス運行要綱の一部を改正する要綱について議題といたします。担当課長から説明をしてください。河村教育次長。

○**教育次長** 議案第19号、下松市スクールバス運行要綱の一部を改正する要綱について、ご説明いたします。この要綱は、スクールバスを運行することについて必要な事項を定めたもので、第2条にスクールバスを利用する対象者を規定しています。この第2号では、米川地区のうち米川小学校から遠い地区から米川小学校に通学をする児童を対象としておりました。本年度から米川地区の児童が花岡小学校に通学することとなるため、これを米川地区から花岡小学校に通学する児童と改正し、本年4月1日から適用することとしたものです。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**教育長** それではまず、質疑に入りたいと思います。ある方はどうぞ挙手をしてください。
白木委員。

- 委員 これはあれですか、7月に施行して、遡って4月1日から適用ということですか。
- 教育次長 はい、そのとおりでございます。
- 委員 今児童の方は何名いらっしゃるんですか。
- 教育長 河村次長。
- 教育次長 今、児童は15名おります。
- 教育長 今井委員。
- 委員 送り迎えも全部、じゃあこのスクールバスがやってるんですか。朝も夕方も。
- 教育長 河村次長。
- 教育次長 はい、そのとおりです。送り迎え全てこのスクールバスで行っております。
- 教育長 江口委員。
- 委員 中学などいろんなクラブ活動がありますよね。その場合はクラブ活動用にまたバスは出るんですか。
- 教育長 河村次長。
- 教育次長 中学校の場合はクラブ活動で朝練があったり、帰りの時間がずれたりいたしますので、それぞれに対応しております。
- 教育長 世木課長。
- 学校教育課長 朝練は、今のところはコロナ関係で当面の間朝練は行わないというふうにはしています。補足です。
- 教育長 よろしいですか。
それでは採決いたします。異議がある方、いらっしゃいますか。
(「異議なし」と言う者あり)
- 教育長 異議なしと認め、可決したいと思います。

(2) 報告第17号 専決処分について

- 教育長 続きまして、報告になります。第17号、専決処分について、を議題とします。担当課長は、河村次長お願いします。
- 教育次長 報告第17号、専決処分した令和2年度教育費関係補正予算のうち、教育総務課の所管する部分について、ご説明いたします。5ページを御覧ください。まず事務局費について、23万4,000円の減額でございます。本年5月、市議会の臨時会で新型コロナウイルス感染症の影響による本市の経済状況を踏まえ、特別職の給料を減額するため、下松市市長等の給料の臨時特例に関する条例が制定されました。それぞれの給料月額について、市長は10%、副市長、教育長、上下水道事業管理者は5%を7月間減額することとなりました。この補正予算は、教育長の給料を減額するものでございます。
次に、中学校管理費のごみ収集等についてです。これは、夏季休業中に提供する弁当のごみ収集に関する費用です。中学校のごみ収集については、例年のごみの量を基に年間契約をしておりますが、今回、弁当ガラの回収について必要な額を増額するものでございます。
次に、中学校セミナーハウス運営費です。セミナーハウスには空調設備を設置した部屋が1部屋ありますが、今年、夏季休業中に授業を実施することになり、セミナーハウスも開所いたしますので、密集を避けるために別の部屋にも空調設備を緊急に整備することといたしました。なお、空調設備は1階の研修室に7月2日に既に設置が完了しております。
以上でございます。
- 教育長 世木課長。
- 学校教育課長 学校教育課が所管する指導費について、ご説明をいたします。現在、教員補助員を34名、各学校に配置しているところですが、この方々の夏季休業中の授業実施分の報酬を計上しております。また、学校業務支援員、現在、未配置である久保小、中村小、東陽小に7月21日から年度末まで新規に、今年度に限りこの3人を配置するというふうにしています。なお、現在6人は既に配置済みであります。この方々の7月21日から8月31日までの勤務日分の

報酬も加算しています。補正額は、合わせまして619万3,000円になります。

以上です。

○**教育長** 池田課長。

○**学校給食課長** 中学校管理費の中の弁当配食業務についてで、ございます。夏季休業中に実施する授業日に給食を実施できないため、弁当を提供するというので、3中学校について各学校14日分のお弁当を配食するというので、1食当たり350円、予算措置のときには1,555人の14日分ということで、762万円を増額しております。

以上です。

○**教育長** それでは、質疑に入りたいと思います。

白木委員。

○**委員** この教員補助の方は、ずーっと休みの間はどうかされたんですか。コロナでほぼ学校は休みであったですね。そのときも出よったのは出よっちゃったんですか。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** これまでは任用を切っておりました。

○**委員** そうですか。

○**教育長** そのほかよろしいですか。

篠原委員。

○**委員** このお弁当のこともいいんですか。このお弁当というのは、どっか仕出し屋さんとか何かそういう業者は決まっている。

○**教育長** 池田課長。

○**学校給食課長** 3中学校で、全部で1,555人ということで、各学校に1業者まとめて配送ができる業者ということで、当初、業者をいろいろ当たりまして、まず市内業者でないかというところで、久保中についてはひのこ亭さんですね、そこが久保中の食数分対応可能ということでしたので、ひのこさん。そして下中と末中分については市内の業者ではいませんでしたので、今、周南市にありますヤマキフーズさんという弁当屋さんが届けることができるということだったので、ヤマキフーズさんに2校お願いしています。

ただし、弁当のごみとして出るプラスチックのごみとか、中に残った残飯とかごみの収集はできないということだったので、この同じ中学校管理費の中のごみ収集等ということで、通常の学校のごみ収集プラスアルファということでこの予算をつけていただいたという状況になっております。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** これと違うかもしれないですけど、やっぱり子供っていうのはこの給食で出た弁当をそのまま置いて帰る。例えば、自分の弁当を持って帰って、自分家で捨てるっていうような教育は別なんですか。

○**教育長** 池田課長。

○**学校給食課長** 実はこのごみの収集については、本来教育上で言うと分別して燃えるごみ、プラスチックごみについてはきれいに洗って、家庭と同じように黄色いごみ袋に入れるところまでをするのが本来の教育的に必要なところではないかっていうのは協議をしたんですけども、やはり学校の授業の中で、どこで分別をすとか、徹底して分別ができるのかとか、清掃工場とかと相談した結果、ちょっときれいにプラスチックごみとして選別できるようにするには洗い場とかが足りないの、難しいという判断をして、今回に限りごみを燃えるごみとして収集するという形になりました。

ちなみに、ひのこ亭さんはよくある弁当の箱を回収するスタイルなので、ごみの収集には行っていません。

○**委員** 僕はせつかく今日の教科書選定、家庭の教科書とか、いろんな教科書とかそういうのはきちんとやるように書いてあるわけですね。だから今後は学校に洗い場をつくるのかして、そういうごみや何かも大切なものだから、知ろうとして、そのごみを洗うとか選別するとか、そういうのをつくるべきだと僕は思います、子供のためには。意見として。

○**教育長** 今後、善処していきたいと思います。

- 委員 今のね、14日間あるわけじゃないですか。だから14日間皆させなくても、例えば1日だけとかね、そういう、今日は食べた後は自分でこれをこういうふうにして、みんなで選別しましょうとか。1日だけでも何かそういうのに時間をちょっと取れるといいですけど、無理ですかね。
- 教育長 大事なことですね。実際、この教科書に書いちゃうことと学校でやっていることとか日常が乖離するというか、かけ離れると。何かこう机上の空論じゃないですけど、そんなになるんで、やっぱり実際学んだことをどう実践していくか。実践してきたことを今度はどう課題があるかに改善していくかというふうな形につながるといいですが、何せ今年は授業があって、昼からもあるので、できるだけ短い、コンパクトな時間で昼食、休憩をして午後に結びつけたいというのがあったので、ちょっとなかなかその辺の時間が取れなくて、今後はあったときには検討してみたいと思います。
- 委員 久保中は最初は親の意見で、どこの業者で弁当を頼もうかという議案が上がっていたと思うので、喜んでいらっしゃると思うんです。すごくありがたいなという感じで、そこまでしてあげて、本当にごみの分別もしてくれてっていうところに何か、果たして子供のためになるのかな。親のためにもならないのかなと、ふと思ったんです。そこまで予算をつけていただいてありがたいって。親のためにはならないかなっていう、私は思ったんです。
- 学校給食課長 実は小学校のほうは給食センターが新しいので、各調理場内に個別にエアコンがついていて、環境が整っているんで、来週8月5日まで給食の提供ができるんです。ですが、中学校センターのほうは老朽化しているんで、やりたい工事があるだとか、調理場内全体を冷やすエアコンの設備がないということで、給食の提供ができないというところで、小中ともに本来は給食を提供できればよかったところができないので、そこを何とか。お弁当にすると毎日のようにお弁当が必要だと学校に来られなくなる子がいるんじゃないかとか、そういう観点から支援を中学生にしようという判断に踏み切って、本当に今回特別じゃないかなと。今まで中学校は小学校に比べて弁当日が多かったんで、割とマイ弁当とかもやり始めていて、普及しつつあると思うんですけども、ちょっとこの暑い時期に続くということで今回は弁当支援という形になっております。
- 教育長 そのほかないですかね。
では、報告事項ですので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

(3) 報告第18号 令和4年度以降の下松市成人式について

- 教育長 それでは、報告になります。第18号、令和4年度以降の下松市成人式について、を議題といたします。担当課長は説明をお願いいたします。片山課長。
- 生涯学習振興課長 報告第18号、令和4年度以降の下松市成人式について、開催方針が決定しましたので、ご報告いたします。その内容につきましては、7ページのところがございます。民法の一部改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることに伴い、令和4年度以降の下松市成人式について対象者等の問合せに早期対応できるよう、開催方針を以下のとおり決定をいたしました。
- 1、対象年齢でございますが、従来どおり20歳。年度内に二十歳になられる方ということにしております。理由につきましては、20歳を対象とすることが市民に定着していること。飲酒、喫煙等が法律上可能となる20歳をもって成人としての自覚を改めて促す機会とすること。18歳を対象とする場合、対象者の多くが進学や就職を控えた年齢であり、進路選択のための本人や家族の負担が大きいと、令和4年度の開催において18歳から20歳が対象となりますので、対象者を収容できる施設がない等の理由により、20歳ということにしております。
 - 2番目でございます。実施期間でございますが、従来どおり成人の日の前日の日曜日としております。理由につきましては、下松市におきましては、成人の日の前日の日曜日に式典を行うことが定着しているため、市外に住んでいる大学生など、3連休の中日であれば出席しやすいという理由でございます。式典名称につきましては、仮称でございますが下松市二十歳の集いと

しております。式典の名称につきましては、二十歳の節目にふさわしい名称を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**教育長** ありがとうございます。それでは、この4年度以降の成人式の在り方について、市の方針をご説明いたしました。質問がある方は、あるいはご意見のある方はお願いいたします。
白木委員。

○**委員** 成人式を何歳にするかというのは何か決まりは別にはないわけですよね。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** 成人式を何歳にするか。

○**委員** 成人式に出席する人は何歳ちゅう、別に決まりとかそういうものはないから、こういうふうになっちゃんですよ。場合によっては18歳から二十歳までを対象にするところもあるわけですか。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** 全国での調査によりますと、今、委員さんのおっしゃられたような18歳から二十歳の間を対象としておるとい自治体はないということでございますので、二十歳か、18歳か、いずれかということでございます。ちなみに、国のほうで調査をいたしまして、現時点で方針が決まっている自治体におきましては、二十歳とする自治体が91%ということになっております。

○**教育長** そのほか、質問はありますか。

篠原委員。

○**委員** これは平成4年度以降、当面の間はということですよ。だからまた状況が変わってくれば、18歳からやるということもあり得るちゅうことですかね。当面は少なくともこれでいくちゅう。

○**教育長** そのあたり。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 当面はというよりは、下松市においては二十歳で実施するというところで市長の決裁を受けておるということですので、よほど情勢が変わって、18歳がいいのではないかというような意見が世間で一致したような意見とならない限りは、なかなか変更にはならないというふうに考えております。

○**教育長** 私が発言させてもらうけど、18歳にしたときには高校在籍のものが9割ほどおるわけよね。高校生がぞろぞろ来るような形になるわけで。時期的にも今度は就職とか進学を目の前にした式になるので、なかなか親としても負担が多いときになったりして、いろんな条件が、難しい条件が重なるということですよ。

片山課長。

○**生涯学習振興課長** 18歳を対象とした場合は、やはり1月の成人の日前後といいますと受験に向けての活動が相当あるというところがございます。ですので、進路を選択するために家族がいろんな出費をしますけれども、それプラス成人の日のいろんなものを揃えたりとかいうようなことで、またかなり負担をしてもらうということになってしまいますので、本人にとっても、家族にとっても負担感が大きいのではないかとこのところでございます。

○**教育長** 県内は大体こういう方向なんかな。

片山課長。

○**生涯学習振興課長** 6月25日時点で、県内は7市の、下関、宇部、山陽小野田、山口、周南、柳井、岩国、こちらのほうが全て二十歳ということで決めております。日程につきましては、成人の日前の日曜日と決めておるのが6市、1月上旬ということで、まだ日程が決まっていないのが1市ということでございます。ちなみに、名称等につきましては、やはり二十歳の集いというふうな名称を使うところと、あと二十歳を祝う会、二十歳を祝う集いというところが他市では仮の名称ということで、今のところ使われておるとこのところでございます。

○**教育長** 4年度以降の成人の日について、まだありますか。

○**委員** 成人式というのは二十歳になったから成人式をもって市からお祝いしてもらって、自分が成人になった自覚があるんですが、18になった場合に、18式典ってないわけですよ。あん

た18になって、選挙もできるようになって、大人になったんだからという自覚を持たせるような、何か式典でなくても集いというか。例えば選挙に行こうとか、しっかりした人間にならうために講習会を開くとか。何か二十歳になった自覚を持たせるような教育的な活動というか、市としての考え方、そういうのはないんですか、今のところ。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** 私は以前選挙管理委員会におりましたので、そのときというのは高校生に、18歳になったら選挙権が与えられるというところで選挙に行こうとか、そういったパンフレット、冊子ですね、そういったのを各高校に配布をしておりまして。市のそういった対応としては、そういったことで冊子を各学校に配って、そういう自覚を持ってもらうというところで促しをしているというところでございます。

○**委員** チラシや何かは大変結構なんですけど、もうちょっと具体的に、何か集めてやるとか、もうちょっとイベントを開いてやるとか、何かそういうのができないかな。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** 学校によっては選挙権を得られたたというところで、学校に行って出前授業をして、選挙がどういうもので、どういうふうに行うか。投票はどうやってやるんだよというように授業としてやられておる学校もございまして、あとそのほかにはちょっとなかなか思い出さないのでけれども、そういったところの取組をしておるというところはあります。

○**委員** 分かりました。

○**教育長** 高校によっては、18歳がこれから先成人年齢になるんで、ひょっとしたら学校の中でお祝いをしたりとかいうようなことも考えていかれるかもしれません。学校行事としてですね。

○**委員** それはいいですね。

○**教育長** そのあたりは分からないですが、そういうことも考えていかれるんじゃないかなと思います。

○**委員** あと、僕はもう一つ大事なのが、家庭の中で親も一番大事だと思うんです。だからそういったイベントに親も呼ぶとか、あるいは誕生日の日は親と一緒に話してみるとか、そういった家庭教育もしっかりとしたほうがいいなという感じがしました。

○**教育長** 貴重なご意見ありがとうございます。そのほか。

○**委員** この二十歳の成人式に何か委員会か何かあったんですか。委員会で話し合っ、っていう何かいろんなイベントを考えたりとかありましたよね。実行委員会。

○**教育長** 説明をお願いします。片山課長。

○**生涯学習振興課長** 実行委員会というのがございまして、下松の場合であれば新たに新成人になれる方、それと各高校から実行委員会の委員になりたいと公募をされておられる方、あと一般の市民の方でお手伝いをしてみたいという方、それとそれを支援する団体さんで実行委員会のほうが構成されている。

○**委員** 活動というのは、大体何月ぐらいからするの。

○**教育長** 片山課長。

○**生涯学習振興課長** 今年度であれば、8月25日が第1回目の会議予定となっております。

○**委員** 前日の日曜日、正月開けての第1日曜日、もう暦を見た限り3が日ぐらいなので、もうそれだったら例年どおりの第2日曜日という感じでも構わないかなと思ったので、その事前準備とかされたら、もっとたくさんの二十歳の学生さんとかも帰ってこれてっていうのは可能かなと思います。

○**教育長** 例年、出席率っていうのはどのぐらいですか。

片山課長。

○**生涯学習振興課長** 大体70から75%というところでございまして、割と高い出席率ではないかというふうに考えています。ちなみに、来年ですね、今年度の成人式なんですけれども、例年であればご父兄の方も参加していただいたりとかいうことをしていたんですけれども、コロナウイルス感染症拡大防止のため新成人の方のみ。ただし、介護が必要な方については介護者も当然同席していただく。それと例年であればお祝いのお手紙を預かって本人さんにお渡ししていたんですが、ちょっとそこら辺は今年は難しいだろうというふうに考えております。

○**教育長** 昨日ちょうど教育長協議会というのがあって、それこそテレビ会議があったんですけど、これがちょうど話題になったんです。来年の成人式をどうするかっていう。やっぱりここも縮小開催で、分散でやったりとか、午前、午後で二つに分けてやったりとかいう工夫をされていて、中止という市はなかったです。とにかく小さく規模を縮小してもやっていこうというような市が多かったです。だからまだ今から感染状況はどうか分かりませんが、状況によってはありますよね、中止も。でもそれはもうできるだけないようにしながらやっていくっちゃうことですね。注視しながら。県内はそういう状況です。

そのほかございますか。

○**委員** 成人式の件で、じゃなくて別のは、いいですか。終わってからでいいですか。

○**教育長** じゃあ成人式につきましては、報告ですので、ご了承のほどよろしく願いいたします。

～ その他報告・連絡事項 ～

○**教育長** そのほか、何かございますか。

○**委員** 2週間ほど前なんですが、下松の東陽で中学生が交通事故に遭った事故がありました。それでお聞きしたいのは、今中学校では自転車通学の生徒において必ずヘルメットを着用となっているはずですが、見ていると着用率は非常に低いような感じなんですよ。その辺のところをもう一度徹底して、二度とああいった事故が起きないように何かできないものかどうか。小学生もそうですよね。その辺いかがなんでしょうか。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** そうですね、自転車通学のない下松中学校以外は中学校については一応登下校時はヘルメット着用を強く、結局家庭に帰られたときには推奨はしますが強制がなかなかできないというようなところもあります。ただ、このたびの事故を受けて、東陽中学校では改めて交通安全指導の徹底をするというようなことは聞いています。小学校についても、今実際かぶっている子が随分増えてきているなどというのは感じているんですけど、必ずしもというようなことにもなっていないので、家庭教育も含めて今後やっぱりしっかり啓発していかなくちゃいけないとは思っています。

○**委員** やはり中学校の場合、特に塾や何かに行く場合が多いので、その帰りの事故や何かも多分多いと思うんですが、学校を離れて、そういったいろいろな、遊びもそうかな、いろんな意味で必ず着用という義務を定める校則はできないんですか。やっぱり難しいですか、そこまでは。

○**学校教育課長** そうですね、やっぱり学校管理下であるうちは学校のほうからそういう強制的なことはできますけれども、家庭に帰して、学校の管理外ということになりますと、やっぱり親御さんに協力をお願いするというような形を今は取っているようですね。

○**教育長** 学校の管理下においては学校の責任の下に指導ができるんですけど、家に帰ったら家庭の責任ですよということで、親にもしっかりお願いしています。自転車の事故が一番多いので、基本的には命を守るということはドライバーに対しても迷惑をかけないことにもなります。ただ最終的にはかぶる、かぶらないの判断は家庭の責任の下、自分で判断しなければならない。いざ事故が起きたときに、ヘルメットをかぶっちゃけばよかったねというようなことが起こらないよう指導が必要です。

小学4年生以上はヘルメットをかぶって運転することを徹底していきたい。

○**委員** もう一つ、この自転車に乗る場合の交通ルールですよ。一時停止をほとんど子供がしていないんですよ。いつも口酸っぱく言われていると思うんですけども、うちの団地の中でほとんどそのまま。坂なんですよ、そこは。だから坂があって、また平地、また坂なんです。だからそこでブレーキかけちゃったら、また一からペダルを踏んでいかないといけない。労力がかかるので、だからみんなスピードはそのまま上がっちゃうんです。だから一時停止が両方にあるんですよ。だけどそのまま行っちゃうんですよ。その辺どんなもんかね。ひやひやします、僕は。だから僕は運転、苦です。ここはゆっくり行くんだけど、ばーっと通過するんですよ。見ていて怖いんです。

○**学校教育課長** このたびの現場ですよ。あそこについては県警も来て、うちの指導主事も行っ
て、学校も参加して現場検証をしたというふうに聞いています。もうこのたび死亡事故ではなかつ
たんですが、交通死亡事故相当の扱いということで、いろいろ標識であるとか目立つようなペ
イントとか、そのあたりについても検討がなされていると聞いています。

○**委員** 個人的な意見としては、あそこの坂が二つあるんで、その坂に色をつけて、それで白文字
でストップとか止まれとか書いていただくとか、具体的に。あるいは斜面にちょっと滑りにくい
塗料を塗るとか。とにかく視覚で危ないということを知らせるとともに、もう一つはふだん通
っている人は分かるんですが、団地内を初めて通過する車両とか、あぁいった皆さんは一時スト
ップがあっても、真ん中を物すごいスピードで行くんです。そういったこともあるんで、何とか
あの坂にこういった危険地域であると、交通事故の多いゾーンだと、こういったことを知らせる
ようなことをお願いできればと、意見としてお願いいたします。

○**教育長** 小田部長。

○**教育部長** 私は生活環境部において、交通安全のほうも担当してましたんで、自転車のマナー、
ルールというのは大事なことだと思ひまして、被害者になっても被害も大きいですけど、やっぱ
り加害者になる可能性が大変高いですね。そういう意味では、今全国的には自転車も保険に入り
なさいと。自転車も車両ですから保険に入りなさいという動きは流れとしてあって、やっぱり県
で条例化したり、市で条例化しているという、都会とかそういうものになってきていますので、
そういう自転車の運転者のそういう意識づけがやっぱり今後大事になってくるというふうに思
っています。

○**教育長** 篠原委員。

○**委員** 僕は周南市で、確か孫が小学校4年のときに講習が終わったら自転車に乗ってもええとい
うか、何かそういう感じだったような気がしたんですけども。そうすると小学校では4年生のと
きに1回講習があって、自転車を買ってもらうとか、あるいは乗るとか、そういう形を取ったの
かなと。そうすると中学校では、もうそういうことはないんですかね、講習とか何か再教育みた
いなのは。

○**教育長** 世木課長。

○**学校教育課長** 自転車通学を始める前に、まずは子供たちは自転車を押して学校に登校してい
って、そこで自転車の点検を行って、またそういう交通マナーの、交通安全指導もした上で自転車
通学を許可するという流れにどの学校もなっていると思います。

○**委員** 中学校はね。そういうのがあれば、あれですね。

○**教育長** 交通指導は事故の現場の映像を見せたりとか、いろんな手法でやっていかないといけな
い。環境整備も大事ですけども、子供たちの意識づけとか、怖さを教えるとか、そういったこ
とが大切。末武中学校で、何年か前に米川で自転車の事故がありました。坂道を下っていたとき
センターラインを越えていたと。で、反対から来た軽トラと正面衝突して、亡くなった事故があ
った。あれはいつ頃だったか。

○**委員** 平成の1桁くらいですよ。

○**教育長** 1桁くらいですよ。それ以降は、多分死亡事故はなかったのかなと。今回、一步間違
えれば死亡事故につながったと思うんで、そういったこともあるので、ぜひ交通安全指導を徹底
していきたいと思ひます。

ご意見ありがとうございました。その他ございますか。

引頭課長補佐。

○**教育総務課長補佐** 来月の日程でございます。資料のほうには22日となっておりますが、27
日が第4木曜日ですので、27日木曜日定例会でお願いいたします。

以上です。

○**教育長** いわゆる最初にお願ひせにやいけんかったんですが、この会の議事録署名委員ですが、
本日は江口委員さんと篠原委員さんということでよろしくお願ひいたします。

そしたら、ほかにないようでしたら閉会したいと思います。

次回は8月27日になります。よろしくお願ひいたします。

以上で終わりたいと思ひます。お疲れさまでした。

午前3時42分終了